

教育委員会事務局

更新日：令和5年5月25日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○中国から帰国（入国）した児童生徒受入れ等の際の対応

- ・文部科学省からの通達を受け、中国から帰国した児童生徒の健康観察を行うよう各学校に依頼した。併せて、中国から帰国（入国）した児童生徒の市立学校への受入れの際に健康チェックを行うよう、各学校および区役所に依頼した。（R2/2/3）
- ・健康観察等の対象者について、文部科学省からの通達に基づき、適宜対象を湖北省（武漢市を含む）に拡大する等の対応を行った。（R2/2/10）
- ・新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について、文部科学省の考え方が下記のとおり更新されたため、通知を各学校あて送付した。
 - ①発熱や呼吸器症状が出た生徒 → 発熱かつ呼吸器症状が出た生徒
 - ②湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触のあった児童生徒の相談先を「帰国者・接触者相談センター」とすること
 - ③湖北省から帰国し、湖北省在住の方と接触のない児童生徒については近くの医療機関を受診していただくこと
- ・健康観察等の対象者について、文部科学省からの通達に基づき、対象に浙江省を追加する等の対応を行った。（R2/2/14）
- ・国における海外からの入国後の自宅待機等の対応が確立されてきたことや、学校においても「健康チェック」を行っていることを受け、区役所における健康状態の聞き取り対応を終了した。（R3/11/26）

○児童生徒の保護者への対応

- ・各家庭において新型コロナウイルスに対して適切な対策が行われるよう、保護者向けのチラシを作成し、各学校から配布した。（R2/2/5）
- ・文科省の通達を受け、①基本的な感染症対策 ②子どもの健康チェック ③発熱等をした際の自宅療養 ④出席停止となる場合の目安 について、学校を經由し保護者に周知した。（R2/2/20）

○学校における罹患児童発生時の対応

- ・文科省からの通達を受け、①罹患した生徒の出席停止 ②学校の休業措置 ③保護者への情報提供について、各学校に周知した。（R2/2/20）
- ・各学校あてに児童生徒等に罹患が発生した場合の対応方針を通知した。（R2/2/27）
- ・保護者あてに健康チェック表を送付した。（R2/2/27）

○卒業式の開催方法等について

- ・卒業式の開催方法等について、各学校へ留意事項を通知した。(R2/2/27)

○川崎市立学校の臨時休業における対応

- ・臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、体調管理、緊急連絡体制などについて、各学校長に通知するとともに、市 HP に掲載した。(R2/2/28)
- ・各保護者に向けては、「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業のお知らせ」を配布し、臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、臨時休業中の過ごし方、健康状態の把握、緊急連絡体制、相談窓口などをお知らせした。(R2/2/28)
- ・学校施設開放（特別開放・夜間校庭開放を含む）については、3月2日から3月25日まで中止した。(R2/2/28) 4月1日以降当面の間、中止とした。(R2/3/31)
- ・各学校から保護者に対し、「児童生徒の居場所」の利用希望調査書を配布した。(R2/3/2)
- ・市立学校において臨時休校を実施するとともに「児童生徒の居場所」を設置した。
(R2/3/4~3/25)
- ・スクールガードリーダー、地域交通安全員の継続配置を行った。(R2/3/4)
- ・本市が主催するイベントの自粛期間が本年3月31日(火)まで延長されたことに伴い、市立学校における部活動についても感染拡大の防止のため、同日まで中止した。(R2/3/13)

○イベント自粛期間中の市立図書館および博物館施設の対応

- ・青少年科学館でのプラネタリウムの上映について、来館者同士の十分な距離を確保するため、座席定員を通常の200人から100人程度に減じて開催することとした。(R2/2/27)
- ・図書館におけるイベントの延期または中止の方針を決定した。(R2/2/27)
- ・分館、閲覧所を含めた全13館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間のレファレンス・読書相談 ⑤おはなし会の休止を、3月2日から3月15日まで停止することとした。
(R2/3/2)
- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影及び常設展示の一部を3月31日まで休止した。(R2/3/6)
- ・図書館（分館、閲覧所を含めた）全13館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間のレファレンス・読書相談を3月31日まで停止することとした。(R2/3/2)
- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影及び常設展示の一部を3月31日まで休止としていたが、4月1日以降も当面の間、休止することとした。(R2/3/30)
- ・図書館（分館、閲覧所を含めた）全13館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間のレファレンス・読書相談 ⑤おはなし会の休止を、3月2日から3月31日まで停止することとしていたが、4月1日以降も当面の間、停止を継続することとした。(R2/3/30)
- ・4月7日の緊急事態宣言に伴い、市立図書館（分館・閲覧所を含む）全13館を4月11日（土）から5月6日（水）まで休館とし、ホームページからの資料の予約も休止した(4/9)が、5月31日（日）まで同様の対応とした。(R2/5/8)

- ・5月24日の緊急事態宣言解除を受け、5月27日(水)から、4月11日の休館以前に予約されていた資料の貸出しに限定して9:30-17:00で開館し、6月3日(水)からは新規の予約や登録の受付を再開し開館時間も平常に戻した。(R2/5/27)
- ・6月10日(水)からは書架スペースへの利用者の立ち入りを再開し、棚から本を選んで借りることを可能とした。(6/1)7月1日(水)から館内での新聞・雑誌の閲覧、閲覧席やベンチの利用、利用者用インターネット端末の利用を再開し、席数は密を防ぐために半分程度としているものの、ほぼコロナによる休館以前のサービスに戻した。(お話し等のイベントも令和4年1月から再開)(R2/6/23)
- ・7月21日(火)鹿島田駅ペDESTリアンデッキ上に図書返却ボックスを設置した。(利用開始は8月1日)(R2/7/21)
- ・図書館において、既に設置している館を除き、全館に感染症対策として除菌ボックスを設置した。(R2/8月まで順次)
- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影について座席定員を100人とするとともに、感染拡大防止対策を徹底した上で、開館業務及び各種事業等の博物館活動を行うこととした。(R3/1/8)
- ・図書館予約資料の有料宅配サービスの試行を開始した。(R3/4/1)
- ・4月5日(月)宮前平駅改札前に図書返却ボックスを設置した。(R3/4/5)
- ・図書館の開館時間中においても、感染予防を兼ねて返却ポスト等の利用を可能にした(R3/9/1)
- ・緊急事態宣言解除に伴い、中原図書館の平日閉館時間を通常通り21時とした。(R3/10/1)
- ・令和3年4月20日から9月30日まで、まん延防止等重点措置期間のため、中原図書館については20時閉館。(R3/4/20-9/30)
- ・図書館の開館時間中においても、感染予防を兼ねて返却ポスト等の利用を可能にした(R3/9/1)
- ・令和3年6月28日 多摩区役所生田出張所内に図書返却ボックスを設置、利用を開始した。
(R3/6/28)
- ・川崎市在住・在勤・在学者への「有料宅配サービス」の本格実施(R4/4/1)
- ・令和4年12月15日 小田急多摩線栗平駅改札前に図書返却ボックスを設置、令和4年12月22日に利用を開始した。
(R4/12/15)
- ・青少年科学館展示室において、利用者の手指消毒(消毒液設置)及び指定管理者による消毒作業を行うことで、直接手で触れることができるハンズオン展示を再開した。(R4/10/1)
- ・青少年科学館において、来館者のマスク着用を任意とした。(R5/3/14)
- ・令和2年7月1日から市立図書館で実施していた、密を防ぐために館内での新聞・雑誌の閲覧、閲覧席やベンチの利用、利用者用インターネット端末の利用における席数を半分程度としていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴い、段階的に閲覧席の間の仕切り板を撤去し、席数を通常に戻した。

- ・お話し会については、令和5年3月13日以降、マスク着用については個人の判断に基づくことを受けて、各館の状況をふまえて開催した。

(R5/3/20)

○学校における感染症対策の実施

- ・文科省からの通達を受け、①基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケット） ②児童生徒への保健指導（睡眠、運動、食事） ③風邪を引いた場合には無理をさせずに自宅療養させる ④適切な換気や湿度保持 ⑤卒業式等における換気やアルコール消毒液の設置 について、各学校に周知した。(R2/2/20)

○市 HP による広報

- ・3月4日からの学校の休業について、市HPの緊急情報として表示した。(R2/2/28)

○臨時休業期間における家庭学習の対応

- ・小学校用・中学校用の家庭学習資料等を各学校に通知するとともに、総合教育センターHPに掲載した。(R2/2/28)

○臨時休業期間における教育相談業務の対応

- ・スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの通常派遣及び、溝の口・塚越両相談室における来所相談の通常実施、適応指導教室（ゆうゆう広場）の「児童生徒の居場所づくり」の観点からの通常開室について、各学校に通知するとともに、総合教育センターHPに掲載した。(R2/2/28)

○令和2年3月分の学校給食について

- ・新型コロナウイルスに対して適切な対策が行われるよう、学校給食に係る各種委託事業者宛てに、依頼文書を発出した。(R2/2/27)
- ・3月4日（水）から臨時休業が開始することに伴い、同期間給食が不実施となるため、学校給食に係る各種委託事業者宛て通知を行った。(R2/2/28)
- ・3月分の学校給食費については、給食を実施した3月2日分及び3月3日分とし、その分を差し引いた給食費を保護者に返金又は次年度の給食費に充当し、保護者に周知するよう学校に依頼した。(R2/3/3)
- ・学校給食に係る各種委託事業者等と3月分の委託費用について調整を行っている。(R2/3/4～)
- ・文部科学省の「学校臨時休業対策補助金」に関する補助事業者である神奈川県学校給食会と、3月の臨時休業に伴い転用等ができなかった食材に係る費用について調整を行っている。(R2/3/19～)

○令和3年度中の給食費の返金について

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業若しくは陽性又は濃厚接触者等に対して、対象期間における給食費の返金を行った。

○令和4年度中の給食費の返金について

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業若しくは陽性又は濃厚接触者等に対して、対象期間における給食費の返金を行った。

○情報の掲載

- ・教育委員会 HP 内に掲載している、新型コロナウイルス感染症に関するリンク集を閲覧しやすいよう教育委員会 HP トップページに掲載した。(R2/3/2)

○川崎市立学校で実施する入学式、部活動、運動日の設定

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日付)を踏まえ、以下の点について学校に文書発出および周知を行った。

《入学式について》

- ・小学校・中学校・特別支援学校は4月6日(月)、高等学校は4月7日(火)に実施する。

《部活動の再開について》

- ・4月1日(水)から再開する。※現在は再開を中止している。(4/9)

《運動日の設定について》

- ・児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止措置を講じた上で、市立小・中学校において「運動日」を設定し、実施する。

※小学校は4月3日(金)までの平日に、各学校が状況に応じて設定する。

中学校は3月31日(火)までの平日に、各学校が状況に応じて設定する。(R2/3/23)

○川崎市立学校における教育活動の再開準備

- ・新型コロナウイルス感染症等への対応として、文部科学事務次官からの文書「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」を踏まえ、今後の市立学校における教育活動の再開時期等に関し、市内各学校に文書を発出し、4月6日の新学期開始に向けた準備を行うよう依頼を行った。(R2/3/24)

○臨時休業の実施に伴う委託関係事業者への周知

- ・4月6日(月)～17日(金)の臨時休業実施に伴い、学校給食に係る各種委託事業者宛てに通知を行った。(R2/4/2、4/3)

○臨時休業期間の延長

- ・市立学校の臨時休業期間につきましては、令和2年4月6日(月)から4月17日(金)までとじていましたが、市方針を踏まえ、5月6日(水)まで延長した。(R2/4/9)

○「児童生徒の居場所」の継続について

- ・「児童生徒の居場所」についても、上記臨時休業の期間に合わせ、実施を継続とした。ただし、利用については、文部科学省のガイドライン及び県の実施方針を踏まえ、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情があり、かつ、次のいずれかに該当する保護者の児童生徒を対象とした。(R2/4/9)

- ①保護者が医療従事者である場合
- ②保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
- ③ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- ④障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

○登校日について

- ・登校日は、児童生徒の心身の健康状態や生活状況の把握、学習指導、感染予防などの保健指導、運動等によるストレス解消などを目的としている。
- ・登校日を4月9日・10日に実施する場合は、感染症予防対策を十分に講じた上で、教科書の配付、学習課題や必要書類の配付・回収、諸連絡等、必要最小限の内容・時間とした。
- ・登校日を4月13日(月)以降に実施する場合は、以下の留意点を踏まえ、感染症予防対策を十分に講じた上で実施する。

《留意点》

- ①目的：健康観察、学習課題に係る指導・連絡、保健指導、生活状況の把握(アンケート記入等)、運動等
- ②回数：1児童生徒につき週1回程度
- ③環境：1教室10人以内での対応
- ④時間：60分以内

- ・児童生徒が公共交通機関を利用している高等学校及び特別支援学校については、登校日を設けず、個別対応とする。(R2/4/9)
- ・当面の間、登校日は中止とした。(R2/4/15)

○不安等を抱える児童生徒への支援について

- ・臨時休業期間中、不安等を抱える児童生徒への支援や児童生徒の心身の健康状態の把握のため、各学校が家庭と連携しながら、次のいずれかの方法で取り組むこととした。(R2/4/15)

<取組方法>

- ・個別相談日の設定(児童生徒の希望制)
- ・電話相談窓口の設定(児童生徒からの電話による相談)
- ・家庭訪問等の実施(教職員による対面相談やポスティング等)
- ・児童生徒の居場所での見守り

○教職員の感染防止策の強化について

- ・臨時休業中の学校運営に支障のない範囲で、在宅勤務を可能とし、教職員の感染防止策を強化した。(R2/4/15)

○外国につながる児童生徒と保護者のための情報提供

- ・ 4月2日（木）付、4月3日（金）付、4月9日（木）付文書をやさしい日本語の他、中国語、英語の2か国語で翻訳し学校に発出した。
- ・ 4月9日（木）までの情報をまとめたものを、やさしい日本語の他、中国語、英語の2か国語で翻訳し、川崎市のホームページ（がいこくじんのかたへ）と教育委員会ホームページに掲載した。（R2/4/16）

○教育委員会報告「市立学校の再開について」

- ・ 教育委員会報告「市立学校の再開について」において「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業等の取組状況について」を報告。（R2/5/26）

○新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ & Aについて

- ・ 各学校に「新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ & Aについて（依頼）」を发出。（R2/5/26）

○各学校に「教育長メッセージ」「学校再開後に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について」等を送付

- ・ 各学校に「教育長メッセージ」を送付し、児童生徒への学校再開日における配布・読み上げ、教職員への配布を依頼（R2/5/29）
- ・ 各学校に「学校再開後に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について（依頼）」を发出し、保健管理上の対応、家庭学習等の対応、教育課程・指導計画の見直し、学校での児童生徒の居場所について依頼。（R2/5/29）
- ・ 各学校に「熱中症事故等防止について（通知）」を发出。（R2/5/29）

○学校の再開

- ・ 全市立学校において学校再開（R2/6/1）

○川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 9 部活動等に関することについて

- ・ 各学校に「川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 9 部活動等に関すること 更新版（6月3日時点）について」を发出し、部活動の段階的な再開、再開までの準備、活動再開に向けた段階的な再開日程、活動再開に向けた注意事項、感染拡大防止策の共通の留意事項について提示。（R2/6/3）

○夏季における児童生徒の健康保持、登下校時を含む学校生活における体育着等の着用等について

- ・ 各学校に「夏季における児童生徒の健康保持について（依頼）」を发出し、「登下校時を含む学校生活における体育着等の着用について」「水筒の持参について」「マスクの着用について」依頼。（R2/6/8）
- ・ 各学校に「今年度における水泳授業等の取扱いについて」を发出し、全ての健康診断が完了するのは早くも9月中旬以降であることを踏まえ、各学校における水泳授業実施期間において健康診

断の完了が見込めないなど、児童生徒の健康状態が十分把握できない場合は、今年度の水泳授業の実施は控えるよう通知。(R2/6/8)

○【報道発表】「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

- ・児童生徒又は教職員が感染した場合の学校の休業ルールについて、これまで原則当該校を「2週間」の休業としていたが、文部科学省からガイドラインが示されたことに伴い、原則当該校を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」の臨時休業と改訂。(R2/6/12)

○「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の保健管理の改訂などを発出

- ・各学校に「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の保健管理の改訂及び「新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ & A」の更新について」発出。(R2/6/12)
- ・感染者が判明した場合の学校の休業ルールについて、原則「2週間」を原則「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」に改訂。
- ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときも、登校を控える取扱いを追加。
- ・暑い時期のマスク着用について、マスクを外すことを可とする取扱いを追加。
- ・各学校に「令和2年度給食実施回数及び給食費の取扱いについて」を発出。(R2/6/12)

○通常登校

- ・市立小・中学校において通常登校を開始。(R2/6/15)

○スクールガードリーダーについて

- ・小学校に「夏季のスクールガード・リーダー、地域交通安全員の活動について」を発出し、夏季の授業日におけるスクールガード・リーダーの活動や地域交通安全員の配置については、通常の間と同様の取扱いとすることについて周知(R2/6/19)

○「川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の「教育活動に関すること」等の更新について

- ・各学校に「『川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン』の『教育活動に関すること』等の更新について」を発出し、校外活動、異学年交流活動、外部講師の招へいについて、感染防止策を講じた上で7月初旬からを目途に実施可とすること、中学校自然教室について、春季から秋季に延期した学校については実施する前提で準備することについて周知(R2/6/23)

○「補習及びきめ細やかな学習支援の推奨について」を発出について

- ・各学校に「補習及びきめ細やかな学習支援の推奨について」を発出し、「学習支援・学習相談の例」を参考に、補修及びきめ細やかな学習支援、児童生徒の学習状況に応じた対応について依頼するとともに、補習等の学習支援のためのサポーターの派遣について周知(R2/6/29)

○学校再開ガイドライン「『9 部活動に関すること』の更新について」

- ・各学校に「学校再開ガイドライン「『9 部活動に関すること』の更新について」を発出し、部活動の段階的な再開について、内容を更新。(R2/7/3)

○【報道発表】市立中学校等における修学旅行の実施について

- ・今年度の市立中学校※の修学旅行（3年生対象、京都方面、例年は5月実施）については、新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に伴い、この間、秋季への延期について教育委員会事務局及び校長会において協議・検討を行っていたが、各学校において十分な感染防止対策等を講じた上で、8月下旬から10月上旬までの日程で延期実施することを発表。(R2/7/9)
※市立川崎高等学校附属中学校を除く51校
- ・中止を判断した4校を除き、全47校で修学旅行を実施した。田島中(R2/8/26~8/28)から始まり白鳥中(R2/10/9~10/11)が最後となった。(川崎高校附属中学校は令和3年3月に実施予定)
- ・市立高等学校の修学旅行は、橘高(R2/10/5~1/8)と高津高(R2/10/19~10/22)が実施済み。残る高校(定時制を含む)は、今後、実施予定。
- ・市立特別支援学校(中学部・高等部)の修学旅行についても、日帰りや泊数の減、日程や旅行先の変更など、各学校の状況に応じて計画していく。
- ・再度緊急事態宣言が発表され解除が実施日までに見込めない等の場合や、当該校の生徒等が感染し臨時休業となった等の場合など、今後の状況の変化等により中止とする場合がある。
- ・市立小学校の修学旅行(6年生対象、日光方面)については、中止(5月13日公表済み)としたが、代替行事として「よみうりランド遊園地」の貸し切りイベントを実施することとした。

○市立学校に勤務する外国人指導助手(ALT)が新型コロナウイルス感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合の対応について

- ・「市立学校に勤務する外国人指導助手(ALT)が新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合の対応について(依頼)」を各学校に発出し、感染した場合及び濃厚接触者に特定された際の対応を示した。(R2/7/14)

○児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の留意事項について

- ・「児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の留意事項(依頼)(令和2年7月17日時点)」を各学校に発出し、感染が判明した際の対応を示した。(R2/7/17)

○児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の学校名の公表について

- ・「児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の学校名の公表について(依頼)」を各学校に発出し、感染が判明した場合、学校名を公表とすることとした。今後、教育委員会としては、本市の新型コロナウイルスへの感染に関する公表の方針に則り、児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合には、学校名を公表した上で、各学校の御協力をいただき、感染の判明した当事者及び濃厚接触者とその御家族への誹謗中傷や差別的言動が生じることのないよう、また、当該校のその他の児童生徒等への風評被

害等が生じることがないように保護者や地域住民に対して、これまで以上に働きかけを行っていく。(R2/7/17)

○補習等の学習支援のためのサポーター派遣について

- ・各学校に「補習等の学習支援のためのサポーター派遣について(依頼)」を发出し、補習等の学習支援にサポーター派遣を希望する学校に対し、申請書の提出を依頼。(R2/7/21)

○部活動における校外活動の留意事項について

- ・各中学校に「部活動における校外活動の留意事項について」を发出し、8月1日より、同一区内や近隣校での校外活動を実施可能とした。(R2/7/22)

○修学旅行実施に際しての生徒等の事前事後健康観察について

- ・各中学校に「修学旅行実施に際しての生徒等の事前事後健康観察について(依頼)」を发出し、修学旅行の実施に際しては、出発前2週間、及び帰着後2週間において、各家庭の協力のもと、個人情報取り扱いについて十分配慮したうえで、生徒本人、同居の家族の健康状態についても確認することを依頼。引率予定の教員についても、この事前事後の健康観察の実施を依頼。(R2/7/29)

○補習及び学習支援が必要な児童生徒への対応について

- ・各学校に「補習及び学習支援が必要な児童生徒への対応について(通知)」を发出し、補習及び学習支援が必要な児童生徒向けの教材例を各学校へ示し、学習支援を行う際の参考にするよう依頼。(R2/7/30)

○文教委員会報告「新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について」

- ・5月の臨時休業期間から、学校に发出した文書資料を中心に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について報告。(R2/7/31)

○「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等の改訂について

- ・各学校に「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 令和2年8月18日改訂版」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ&A(令和2年8月18日時点)」を发出し、保健管理、教育活動、学校行事、部活動、学校施設開放について内容を更新。(R2/8/18)

○「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等の部分改訂について

- ・各学校に「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン【部分改訂】の送付について」(9月14日時点)、(10月28日時点)を发出し、教育活動、教育課程、学校行事について内容を更新。(R2/9/14)、(R2/10/28)

○【報道発表】オープン前の等々力球場で川崎市中学校総合体育大会軟式野球大会を開催

- ・コロナ禍で部活動が制限されている中でも頑張る中学生を応援するため、建設緑政局の協力のもと、オープン前の等々力球場において、10月4日（日）に川崎市中学校総合体育大会の軟式野球の準決勝・決勝を開催した。（R2/9/28）

○子どもたちの健やかな学びを保障する学習環境整備について

- ・コロナ禍においても児童・生徒の継続的な学びを保障するため、感染症及び熱中症対策としての施設整備を実施した。
 - ※空調未設置の特別教室にスポットクーラー（1,218台）を購入・設置（R2/7～9月）
 - ※長寿命化工事（外壁工事）を実施する学校の換気を要する教室にサーキュレーター（958台）設置（R2/7～8月）
 - ※少人数での授業実施に伴う普通教室の代替として使用する特別教室等への空調設置工事（R2/7～）
 - ※各学校の体育館等に冷風扇を設置（R3/1～7月）
 - ※普通教室及び管理諸室の空調（約4,000台）分解洗浄（R3/4～）

○市立学校の臨時休業ルール等の改訂について

- ・当該校を臨時休業とする場合には、臨時休業する学校の校名も含めて公表するとした。
- ・ただし、学校関係者に濃厚接触者がいない場合や早期に濃厚接触者が特定された場合には、臨時休業を実施しないことがあるとした。児童生徒に感染が判明し臨時休業を実施しない場合には、原則として教育委員会からの校名等の公表はないとした。（R2/11/17）

○【報道発表】緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動について（令和3年1月7日時点）

- ・児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施。
- ・市立小・中学校の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止。また宿泊を伴わない校外学習については、感染防止対策を十分確認した上での公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止。
- ・部活動については、県大会等の上位大会やそれにつながる予選会等への参加を除き、原則として、校内での活動に限定して実施可。県大会等への参加については、保護者の同意や、最小限の人数での参加を条件とした。
- ・市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、令和3年2月3日（水）に実施予定。（R3/1/7）

○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて（令和3年3月4日時点）」を発売し、部活動について内容を更新。（R3/3/4）

○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」の改訂について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて（令和3年3月31日時点）」を発売し、臨時休業ルール、保健管理、教育活動、学校行事、部活動、学校施設開放等について内容を更新。また、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える市民に誤解を招くことのないよう、現在の社会状況における公共の場に応じたマナーへの配慮についての指導を依頼。（R3/3/31）
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて（令和3年4月19日時点）」を発売し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。（R3/4/23）
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて」を発売し、夏季においては気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日が増加し、熱中症のリスクが高まることから、特に、マスクの着用に係る部分を中心に改訂。また、保健管理、教育活動、部活動等について内容を更新。（R3/6/3）
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて」を発売し、新型コロナワクチンの接種に関して、児童生徒のワクチン接種に伴う出欠席の取り扱い等について改訂。また、保健管理、心のケア、教育課程について内容を更新。（R3/7/6）
- ・緊急事態宣言の発出を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年8月2日時点）を発売し、保健管理、心のケア、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。（R3/8/2）
- ・緊急事態宣言の延長を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年8月22日時点）を発売し、臨時休業ルール、保健管理、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。（R3/8/22）
- ・緊急事態宣言の延長を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年9月10日時点）」を発売し、臨時休業ルール、部活動等に関すること、学校施設開放について内容を更新。（R3/9/10）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年10月1日時点）を発売し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。（R3/10/3）

○【報道発表】まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を、継続して実施。
- ・通学時のマスクを可能な限り着用や時差通学等、感染防止対策を十分講じるとともに、地域住民への配慮を行うよう依頼。
- ・宿泊行事については、目的地の感染状況、関係自治体の方針等をしっかりと把握した上で、実施する前提で準備を進める。校外行事については、県外への移動を伴う活動は、中止または延期。できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、少人数のグループでの利用とした。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動。校外での部活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では同一区内や近隣校での活動とし、高等学校では県内までの活動とした。（R3/4/19）

○【報道発表】緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動等について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、宿泊を伴う行事や公共交通機関を利用する校外学習等を除き、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施。
- ・修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から延期又は中止。
- ・校外行事については、県外への移動を伴う活動は中止又は延期。または目的地を県内に変更するよう検討。県内への移動を伴う活動については、感染防止対策を十分確認した上で、公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可。公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止。
- ・部活動については、緊急事態宣言の発効当日から2週間の期間は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部を除き、活動を停止。活動可能となった場合も、上記大会を除き校内での活動に限定し、活動日については、1団体につき、週4日以内。
(R3/8/2)

○【報道発表】市立学校の教育活動等について

- ・緊急事態宣言の発出に伴い、令和3年8月2日から8月15日まで、一部の活動を除き、部活動を停止していたが、現在の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、生徒や教職員の感染リスクを低減し、夏季休業明けの学校教育活動を円滑に実施するため、部活動停止期間及びそれに伴う学校施設開放利用の中止期間も延長。
【部活動停止期間】令和3年8月16日(月)～令和3年8月31日(火)
(R3/8/12)

○【報道発表】市立学校の夏季休業期間の延長等について

- ・感染状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、夏季休業明けの教育活動について、感染拡大防止策の取組の一つとして、夏季休業期間を延長した。
- ・市立小・中学校においては、夏季休業期間を令和3年8月31日(火)まで延長し、当初予定していた授業開始日(学校ごとに異なります。)から8月31日までの期間は、9月1日(水)からの授業再開に向けた準備期間とし、各学校で分散登校日を数日設定し、児童生徒の健康観察やGIGA 端末を活用した学習支援に向けた準備等を行う。また、令和3年9月1日(水)から9月10日(金)までを午前中授業・給食あり児童生徒は給食終了後下校。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒の学習支援及び午後の家庭学習において、GIGA 端末を積極的に活用。
- ・市立高等学校においては、令和3年9月1日(水)から9月10日(金)まで、朝の時差通学を徹底し、短縮授業の実施を基本とした。
- ・市立特別支援学校においては、夏季休業期間を延長しない。当初予定の授業開始日から8月31日(火)までの期間は、給食なし、午前中授業とする。9月1日(水)以降は、通常どおりの授業とする。なお、田島支援学校及び中央支援学校の高等部、聾学校の公共交通機関を利用する児童生徒については、朝の時差通学を徹底。
- ・部活動については、県大会や県コンクール等の上位大会等及びこれにつながる予選会等に出場する部を除き、8月31日(火)までを活動停止期間としていたが、この期間を9月12日(日)まで延長。(R3/8/20)

○【報道発表】「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

- ・感染者数の状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、「臨時休業を実施する場合の考え方」について、臨時休業の実施対象を当該校の全部または一部とする改訂を実施。（R3/8/20）

○【報道発表】9月13日以降の市立学校の教育活動等について

- ・令和3年9月13日（月）以降の市立学校の教育活動等について、学校の持続的な運営を行うために、感染防止対策を徹底した上で段階的に教育活動を再開。学校での協働的な学習や様々な体験等により、コミュニケーション能力や社会性の育成を図る観点から、感染状況に応じた適切な対策を講じた上で児童生徒が登校し、通常の学校生活が送れるようになることを目指す。
- ・市立小・中学校において、9月13日（月）以降は通常授業とし、午後の授業を再開。学校での通常の授業を基本とした。感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き GIGA 端末を活用した学習支援を実施。
- ・給食は通常どおり実施。
- ・部活動については原則として活動を停止。なお、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合には、出場の14日前から平日3日、休日1日以内であれば校内でのみ、短時間の活動を実施可能とした。
- ・市立高等学校において、朝の時差通学及び短縮授業の実施を基本とし、必要に応じて分散登校を実施。
- ・市立特別支援学校において引き続き、9月13日（月）以降も通常授業を実施。公共交通機関を利用して登校する児童生徒については、朝の時差通学を徹底する。（R3/9/9）

○【報道発表】10月1日以降の市立学校の教育活動等について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を実施。夏季休業後から緊急措置として行ってきたオンラインでの授業配信は令和3年9月末日で終了とし、10月1日以降は、児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育成していく観点から、通常の登校を原則とした教育活動を実施。
- ・市立小・中学校において、感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き欠席扱いとはせず、出席停止・忌引き等の日数とした。登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用し、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で実施。
- ・修学旅行・自然教室等の宿泊行事については、目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施。実施日前に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなどして、その解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。校外活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では川崎市内での活動とした。

- ・市立高等学校においては、当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底。修学旅行等の宿泊行事については、原則として小・中学校と同様の扱いとした。
- ・市立特別支援学校においては、通学に公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とした。引き続き、10月1日（金）以降も通常授業を実施。修学旅行等の宿泊行事及び部活動については、原則として小・中学校と同様の扱いとした。（R3/9/29）

○【報道発表】まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動等について

1 教育活動全般について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。
- ・通学に公共交通機関を利用している高等学校全日制及び中高一貫教育校は、引き続き、朝の時差通学を実施する。また、高等学校定時制及び特別支援学校については学校や児童生徒の状況を踏まえ、適切に対応する。
- ・感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き、欠席扱いとはせず、出席停止・忌引き等の日数として取り扱う。
- ・登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。なお、GIGA 端末については、昨年発生した発熱等事案にかかる製造事業者の点検が終了した学校から、順次持ち帰りを可とする。

2 校外学習について

（1）修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施する。
- ・実施日前に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなどして、その解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期とする。（緊急事態宣言期間中の修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とする。）

（2）校外行事

- ・県外への移動を伴う活動は中止または延期とする。
- ・県内の移動も含め、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には少人数のグループでの利用とする。

3 部活動について

- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動。
- ・中学校では、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、校外活動は実施しないこととする。
- ・高等学校では、平日のみ4日以内の活動とし、校外活動は実施しないこととする。ただし、大会等に参加する場合には、2週間前から通常の活動を認めることとする。

4 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査について

- ・市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、予定どおり令和4年2月3日（木）に実施する。（R4/1/20）

○まん延防止等重点措置下における市立学校の対応について（通知）

- ・おおむね通常の教育活動を継続実施しながらも、感染の拡がりが見込まれる『接触場面』を極力つぐらないよう、一部の教育活動（場面）については、これまでの感染防止策を改めて徹底するとともに、当面の間について活動を見合わせる、見直す、別の活動に代替する等の工夫を各学校に依頼。ガイドライン本編の発出に先んじて、「市立学校における教育活動ガイドラインについて概要版（令和4年1月27日時点）」を発出し、各学校に特に配慮する事項や場面について各学校に依頼。
- ・感染防止の取組の一つとして各学校から改めて各家庭に協力を依頼することを想定し、参考例を作成し、各学校に通知。（R4/1/27）

○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」の改訂について

- ・オミクロン株はこれまでとは異なり、感染力が非常に強く、児童生徒への感染の拡大が急速に進んでいる状況ではあるが、市立学校の教育活動では、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続実施することとし、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和4年1月27日時点）を発出し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。（R4/2/2）

○業務継続計画の周知と見直しの取組

- ・令和4年1月7日付け3川総危第1373号を受け、電子文書施行により新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について周知し、検討・取組を依頼した。（R4/1/7）
- ・部室長会議で令和4年1月7日付け3川総危第1373号を配布し、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について周知し、検討・取組を依頼した。（R4/1/11）
- ・教育委員会事務局業務継続計画（令和2年4月策定）について、電子文書施行により再度周知するとともに、その後導入されたテレワーク用端末の活用等を踏まえ、業務実施手順、必要な人員数・勤務ローテーション等の見直しを改めて検討するよう局内で対応中である。（R4/1/12）

○職員の感染防止対策の継続

（1）職員の感染防止対策についての周知

- ・令和4年1月7日付け3川総危第1373号を受け、同日、改めて局内に令和3年9月30日付け3川総危第895号「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」及び令和3年10月1日付け3川総労第139号「緊急事態宣言解除後における職員に関する措置の取扱いについて（通知）」を電子文書施行により周知した。（R4/1/7）
- ・部室長会議で令和4年1月7日付け3川総危第1373号を配布し、新型コロナウイルス感染拡大に備え職員の感染防止対策について周知した。（R4/1/11）

（2）GIGA端末を活用した感染防止対策の取組

- ・部室長会議について、総合教育センターはすでにオンラインで参加していたが、完全にオンラインでの実施とした。（R4/1/27～）

- ・学校との打ち合わせ、教職員向けの研修について、オンラインで実施している。
- ・今後、積極的な活用を周知し、会議だけでなく、庁内の小規模な打ち合わせやミーティングについてもオンラインでの実施を順次拡大していく。

(3) その他

- ・室内の換気対策のため、各職場にサーキュレーターを設置した。
- ・執務室内にアクリル板を設置した。

○【報道発表】 3月22日以降の市立学校の教育活動等について

- ・令和4年3月21日（月）をもって、神奈川県を区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が解除されることとなり、今後の市立学校の教育活動については、引き続き感染防止対策を徹底した上で、次のとおり実施していく。

【基本的な考え方】

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。
- ・感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。

【小・中学校】

1 校外学習について

(1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施する。

(2) 校外行事

- ・校外行事については、県外への移動を可とする。移動については、感染防止対策を徹底し、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には分散乗車や少人数のグループでの利用等の工夫に取り組むこととする。

2 部活動について

- ・中学校における校外活動は、上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合を除き、川崎市内での実施とする。
- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。

【市立高等学校】

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。
- ・修学旅行等の宿泊行事については、原則として小・中学校と同様の扱いとする。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。

【市立特別支援学校】

- ・通学公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とする。
- ・修学旅行等の宿泊行事及び部活動については、原則として小・中学校と同様の扱いとする。

- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。(R4/3/22～)

○「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版（令和4年4月1日時点）について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版（令和4年4月1日時点）について」を発出し、保健管理、教育活動、教育課程、学校行事について内容を更新。
- ・令和4年度からの教育活動について要点及び変更点を示した。各学校において、必要に応じて教育活動の一部を変更するよう依頼。
- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、概ね通常の教育活動を感染の状況に応じて段階的にすすめていく。
(R4/4/1～)

○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」（令和4年4月15日時点）について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版（令和4年4月1日時点）について」を発出し、新年度における教育活動について内容を更新。(R4/4/15)

○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」【一部改訂】（令和4年8月29日時点）について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」【一部改訂】（令和4年8月29日時点）について」を発出し、「2 臨時休業ルール等について」「3 保健管理について」「8 教職員に関すること」について内容を更新。
- ・濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、オミクロン株が主流である間は、当該感染者の発症日又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）としますが、無症状であれば、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能とすることなどの変更を行った。(R4/8/29)

○職員の感染防止対策の継続

- ・令和4年3月22日付け3川総職第1406号を受けて、令和4年3月28日付け3川教庶第1240号「まん延防止等重点措置の終了に伴う職場での感染拡大防止対策の継続等について（通知）」を局内に周知した。(R4/3/28)

○『「GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」説明動画の視聴について（依頼）』（令和4（2022）年5月23日付け）について

各学校に、『「GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」説明動画の視聴について（依頼）』（令和4（2022）年5月23日付け）を発出し、濃厚接触や登校不安で登校できない児童生徒への「家庭におけるGIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」について、作成した動画と今後の支援内容を周知した。内容は次の通り。

- ・1日につき2～3時間の授業配信、学習課題の配布・回収、オンラインによる朝の会や帰りの会、ホームルーム等の実施について。

- ・オンライン指導受講に際して、事前の同意やオンライン上でのトラブルを防止するための配慮について、保護者の皆様への、ご協力をお願い。

○「新型コロナウイルス感染症の療養期間の見直しについて(依頼)」(令和4年9月8日付け)を发出

- ・各学校に「新型コロナウイルス感染症の療養期間の見直しについて(依頼)」を发出し、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等について内容を更新。(R4/8/29)
- ・新型コロナウイルス感染症患者については、発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から療養解除を可能とし、また、無症状者(無症状病原体保有者)については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とします。加えて、無症状の場合、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とします。(R4/9/8)

○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」の一部改訂(令和4年12月1日付け)について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」の一部改訂を发出し、「3 保健管理について」「5 教育活動に関すること」について内容を更新。
- ・学校教育活動におけるマスクの使用
児童生徒等及び教職員は、活動場所や活動場面に応じてマスクを着用すること、ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒の様子などを踏まえ、活動場所や活動場面に応じた、メリハリのあるマスクの着用を行えるよう、臨機応変に対応することと変更した。
- ・給食時における指導
黙食の文言を削除し、飛沫感染防止のため、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導することや職員室等での教職員の食事に関しても、給食時における指導と同様の感染症対策を講じることと変更した。(R4/12/1)

○「卒業式におけるマスク等の取扱いについて(通知)」(令和5年2月15日付け)を发出

- ・各学校に「卒業式におけるマスク等の取扱いについて(通知)」を发出し、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について内容を更新
- ・基本的な考え方として、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ・来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で参加人数の制限は不要とする。(R5/2/15)

○【報道発表】4月1日以降の市立学校の教育活動について(令和5年3月22日付け)

文部科学省より令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」が发出され、同通知において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用等の考え方が示され、4月1日以降の市立学校の教育活動については、次の点に留意した上で、実施していく。

1 基本的な考え方

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を実施する。
- ・基本的な感染防止対策を実施し、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等を実施する。
- ・感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染防止対策を講じる。

2 マスクの着用について

- ・学校教育活動に当たっては、児童生徒及び教職員に、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・児童生徒へ教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。同様に、教職員に対してマスクの着脱を強いることのないようにする。
- ・混雑した公共交通機関の利用時や、医療機関や高齢者施設等の訪問時には、状況に応じて、マスク着用を推奨する。
- ・児童生徒の間にマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

3 入学式等について

- ・入学式等の儀式的行事においても、児童生徒及び教職員、保護者、来賓等にマスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱、「呼びかけ」などを実施する時には、換気を徹底し、児童生徒間に十分な距離を確保して行う。
- ・来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で実施します。感染対策を理由とした参加人数の制限は不要とする。
- ・風邪症状等の体調不良者については出席できないことを事前に周知する。

4 市立高等学校について

- ・時差通学を取りやめ、通常の登校時間に戻す。

5 学校施設開放について

- ・マスクの着用を求めないことを基本とし、基本的な感染対策を講じた上で、学校施設の開放を継続する。

6 わくわくプラザについて

- ・学校における対応に準じた上で、マスクの着用を求めないことを基本とし、引き続き基本的な感染対策を実施する。

○4月1日以降の市立学校の教育活動について(通知)(令和5年3月22日付け)を発出

文部科学省より令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」が発出され、同通知において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用等の考え方が示され、4月1日以降の市立学校の教育活動について、同日の報道発表内容に留意した上で、実施していくことを通知。

○「15版 市立学校における教育活動ガイドライン」(令和5年4月1日時点)について(令和5年3月28日付け)を発出

各学校に「15版 市立学校における教育活動ガイドライン」の改訂を発出し、臨時休業ルールや保健管理、教育活動・教育課程・学校行事等に関する事等について内容を更新。4月1日以降も引

き続き、基本的な感染防止対策を行った上で、概ね通常の教育活動を実施すすめていくよう各学校に通知。

○新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う対応について（通知）（令和5年5月1日）を发出

- ・教職員に対し、新型コロナウイルス感染症の感染法症上の分類が5類感染症に変更されることに伴い次の内容について通知。
- ・これまで同様、継続して感染対策を実施するが、マスクの着用は個人の判断によることを基本とし、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルスに感染した場合でも特別休暇（1号）の適用対象外とする。
- ・学校で勤務する会計年度職員の勤務時間等に関する特例は、令和5年5月7日をもって終了とする。（R5/5/1）

○5月8日以降の市立学校の教育活動について（通知）（令和5年5月2日付け）を发出

新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行を踏まえ、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、次のとおり、学校における新型コロナウイルス感染防止対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう教育活動を実施していくことを通知。

【基本的な考え方】

○市立学校においては、子どもの学びを最大限保障することを前提に、基本的な感染防止対策を講じた上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。

○感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、健康観察を含めてGIGA端末を活用するなど、学校と自宅等をつなぐ手段の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。

1 基本的な感染防止対策について

○学校教育活動の実施に当たっては、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等が重要となるが、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染防止対策を講じる必要がある。

○給食時間においては、適切な換気を確保するとともに、健康観察、手洗いの徹底を図る。

○マスクについては、引き続き、学校教育活動において、児童生徒や教職員に対して着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合など、感染防止対策が必要な場面ではマスクの着用を推奨する。

2 感染流行時における感染防止対策について

○感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられる。

○活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるなどの対策や、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考える。

3 出席停止等の取扱いについて

○新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則における「第2種感染症」に位置付けられる。

○児童生徒の陽性が判明した場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間を出席停止とする。（発症した日の翌日から起算）

○出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してのマスクの着用を推奨する。

○「濃厚接触者」の特定は行わないことから、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、新型コロナウイルス感染症の患者と接触した場合でも、感染が確認されていない者については出席停止の対象とする必要はない。

○感染が不安で休ませたいと相談等があり、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能とする。

4 臨時休業ルール

○同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合、臨時休業の実施を検討する（学級閉鎖の場合の目安は、学級でおよそ20%を超える児童生徒の感染が判明した場合、検討を始めることとする。）。

○臨時休業の必要がある場合には、インフルエンザと同様の流れで対応する。

○従来の、児童生徒や教職員等に陽性が判明した場合の各区・教育担当への報告は必要なしとする。

○「16版 市立学校における教育活動ガイドライン」（令和5年5月8日時点）について（令和5年5月12日付け）

各学校に「16版 市立学校における教育活動ガイドライン」を発出し、臨時休業ルールや 保健管理、教育活動・教育課程・学校行事等に関する事等について内容を更新。引き続き、基本的な感染防止対策を行った上で、概ね通常の教育活動を実施すすめていくよう各学校に通知。